



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 教育委員会規則
  - \*2 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則
- 告示
  - 273 管理理容師資格認定講習会の指定 (食品・生活衛生課)
  - 274 管理美容師資格認定講習会の指定 ( " )
  - 275 救急診療所の認定 (医務課)
  - 276 保安林予定森林 (森林整備課)
  - 277 " ( " )
  - 278 道路の区域変更 (道路保全課)
  - 279 道路の供用開始 ( " )
  - 280 道路の区域変更 ( " )
  - 281 道路の供用開始 ( " )
  - 282 道路の区域変更 ( " )
  - 283 道路の供用開始 ( " )
  - 284 道路の区域変更 ( " )
  - 285 道路の供用開始 ( " )
  - 286 道路の区域変更 ( " )
  - 287 道路の供用開始 ( " )
  - 288 平成13年和歌山県告示第321号 (和歌山下津港港湾施設の概要)の一部改正 (港湾空港振興課)
- 公告
  - 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)
- 監査公表
  - 監査公表第5号

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月23日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則 (平成16年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第32条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第1項中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第19条」を「第18条」に、「伝染病」を「感染症」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第273号

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番地26

#### 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

(2) 住所 大阪市中央区谷町1-3-1

(3) 電話 06-6942-6453

#### 3 講習会の日程及び会場

##### (1) 日程

第1日 平成22年11月1日

第2日 平成22年11月8日

第3日 平成22年11月15日

##### (2) 会場

和歌山ビッグ愛

和歌山市手平2丁目1-2 (電話073-435-5200)

#### 4 受講料 18,000円

### 和歌山県告示第274号

美容師法 (昭和32年法律第163号) 第12条の3第2項に規定する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 主催者の名称及び住所

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター

(2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番地26

#### 2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所

(2) 住所 大阪市中央区谷町1-3-1

(3) 電話 06-6942-6453

3 講習会の日程及び会場

(1) 日程

- 第1日 平成22年11月1日
- 第2日 平成22年11月8日
- 第3日 平成22年11月15日

(2) 会場

和歌山ビッグ愛  
和歌山市手平2丁目1-2(電話073-435-5200)

4 受講料 18,000円

和歌山県告示第275号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 北山産婦人科クリニック
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖662番地の1
- 3 有効期限 平成25年3月1日

和歌山県告示第276号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字上地1713の1、1716
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第277号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字西中野川字平瀬801の1(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第278号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字西ヶ峰字雲向709番3地先から同町大字西ヶ峰字鶴脇751番地先まで	旧	4.72 } 18.60	225.00	
同上	新	11.45 } 25.00	225.00	

和歌山県告示第279号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 路線名 国道424号
- 供用開始の区間 有田郡有田川町大字西ヶ峰字雲向709番3地先から同町大字西ヶ峰字鶴脇751番地先まで
- 供用開始の期日 平成22年3月23日

和歌山県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
海南市岡田字南山崎773番2地先から同市岡田字南山畑733番地先まで	旧	5.10 } 11.21	247.13	
同上	新	6.86 } 16.40	247.13	

和歌山県告示第281号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 海南市岡田字南山崎773番2地先から同市岡田字南山畑733番地先まで

供用開始の期日 平成22年3月23日

和歌山県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大字太間川字中尾715番2地先から同町大字太間川字中尾719番地先まで	旧	4.00 } 13.40	185.00	

同上	新	12.70 } 42.50	185.00	
----	---	---------------------	--------	--

和歌山県告示第283号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町大字太間川字中尾715番2地先から同町大字太間川字中尾719番地先まで

供用開始の期日 平成22年3月23日

和歌山県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町大字三尾川字追野々平768番1地先から同町大字三尾川字追野々平779番地先まで	旧	4.10 } 6.70	101.70	
同上	新	7.40 } 10.00	101.70	

和歌山県告示第285号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字三尾川字追野々  
平768番1地先から同町大字三尾川字追  
野々平779番地先まで

供用開始の期日 平成22年3月23日

		13.50		
--	--	-------	--	--

**和歌山県告示第286号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐本深谷三尾川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡古座川町 大字長追字本屋敷 193番地先から同 町大字長追字本屋 敷194番1地先まで	旧	3.50 } 5.90	33.40	
同上	新	3.60 }	33.40	

**和歌山県告示第287号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 佐本深谷三尾川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字長追字本屋敷19  
3番地先から同町大字長追字本屋敷194番  
1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月23日

**和歌山県告示第288号**

平成13年和歌山県告示第321号(和歌山下津港港湾施設の概要)の一部を次のように改正し、平成22年3月25日から実施する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港港湾施設の表臨港道路の部西浜8号道路の項を削り、同部西浜9号道路の項を次のように改める。

西浜9号道路	和歌山市西浜字中川向ヒノ坪 1660番488、同番493	322.61メートル	車道幅員6.5メートル 車線数2
--------	---------------------------------	------------	---------------------

**公 告**

**公 告**

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成22年3月11日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成22年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成22年3月25日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌浦病院、潮岬病院、和歌山県赤十字血液センター、田辺血液センター、和歌山生協病院、和歌山生協病院附属診療所、生協こども診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所、生協病院在宅総合ケアセンター、訪問看護ステーション生協

みなみ及び和歌山県民総合健診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

**監 査 公 表**

**和歌山県監査公表第5号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成22年1月26日、同年2月2日及び同月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成22年3月23日

和歌山県監査委員 楠 本 隆  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 須 川 倍 行  
和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
和歌山県工業技術センター	平成22年1月26日
和歌山県農林水産総合技術センター	"
和歌山県農林水産総合技術センター	平成22年2月2日
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	平成22年2月26日
和歌山県公営競技事務所	"
和歌山下津港湾事務所	"
財団法人わかやま産業振興財団	"
社団法人和歌山県私学振興基金協会	"
財団法人和歌山県栽培漁業協会	"
財団法人和歌山県文化財保護協会	"
財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	"
財団法人和歌山県水上安全協会	"
和歌山県農業会議	"
学校法人開智中学校・高等学校	"
学校法人近畿大学	"
学校法人和歌山信愛女子短期大学	"
学校法人日本聖公会和歌山学園	"
学校法人和歌山カトリック学園	"
学校法人パプテスト学園	"
和歌山県信用保証協会	"
和歌川リバーパークマネージメント	"
和歌山県土地改良事業団体連合会	"
社会福祉法人一麦会	"
和歌山県農地・水・環境保全向上対策地域協議会	"
和歌山県森林組合連合会	"

2 監査の結果

(1) 注意事項

ア 和歌山県工業技術センター

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が1件2,356円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約2,213万円となっており、前年度末に比し、約48万円増加している。

今後、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 集中調達外の消耗品について、納品書の添付もれ等が散見されたので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成20年度末における未収額は約2億円となっている。

引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、返還額の増額を図るなど、債権管理に努められたい。

エ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 港湾施設使用料等の収入未済額は、平成20年度末

で約3,405万円となっており、前年度末に比し、約5万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が2件7,935円支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(ウ) 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押していない事例があったので、平成21年1月5日付け出第307号出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

オ 財団法人わかやま産業振興財団

設備貸与資金の未償還金については、平成20年度末で約2億4,984万円あり、前年度末に比し、約201万円減少したが、依然として多額である。

今後も引き続き、適正な債権管理に努められたい。

カ 財団法人和歌山県栽培漁業協会

源泉所得税の納付が遅れ、不納付加算税及び延滞税を団体が負担した事例があったので、今後このようなことがないように納付期限を厳守されたい。

(2) 検討事項

ア 和歌山下津港湾事務所

港湾ガントリークレーンについて、平成20年度の使用料が345万円であるが、保守点検業務委託料及び修繕料に約2,000万円要している。引き続き今後の対応を検討されたい。

イ 財団法人わかやま産業振興財団

流動資産の運用方法について、一部効率的でない面も見受けられるので、今後、安全確実な保管はもとより、更に効率的な運用をされ、少しでも事業の財源を確保するよう検討されたい。

ウ 社団法人和歌山県私学振興基金協会

流動資産については、短期貸付金を除き、すべて無利子の決済性普通預金で管理され、資産が有効に活用されていないので、健全な運営に必要な資産を除き、元本が回収できる可能性が高く、なるべく高い運用益が得られる方法を検討されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。